

医療法人壽生会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月1日～令和8年1月31日までの5年間。

2. 内容

目標1：有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間6日以上とする。

〈対策〉

- 令和3年2月1日～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和3年2月1日～ 各部署において年次有給休暇の取得しやすい職場環境の構想。
- 令和3年2月1日～ 職員配置の充実。